



p 107 ~

資料編

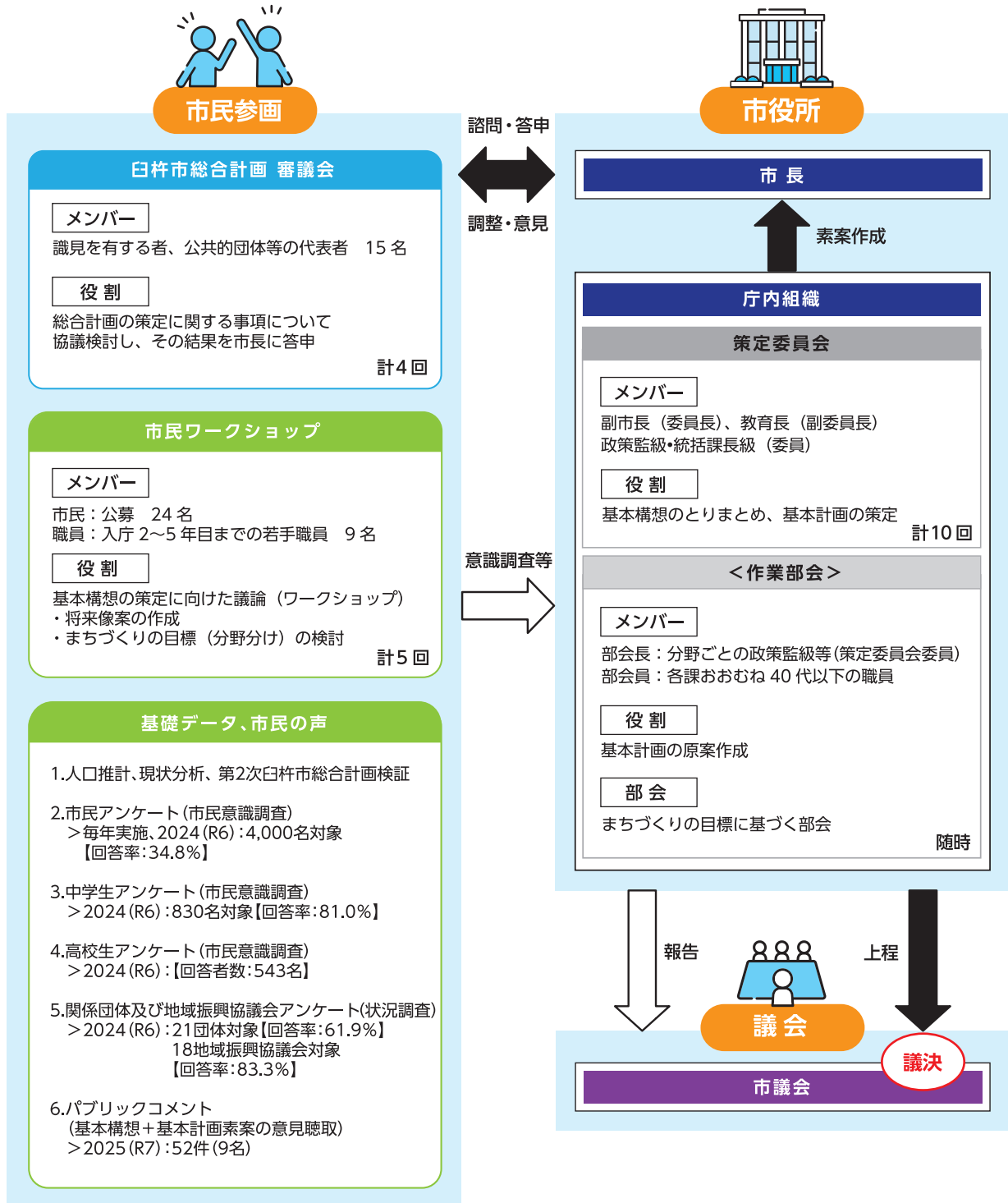
1. 策定体制と策定経過	108
2. 臼杵市総合計画審議会	111
3. 臼杵市総合計画策定委員会及び作業部会	113
4. 市民ワークショップ及び各アンケート概要	117
5. 臼杵市まちづくり基本条例	124
6. 持続可能な開発目標(SDGs)	128
7. 指標一覧	130
8. 個別分野計画	135



策定体制と策定経過

1. 策定体制

本計画の策定体制は次のとおりです。



2. 策定経過

本計画の策定経過は次のとおりです。

	庁内作業等	審議会	市民参画
2024(令和6)年			
4月	第1回臼杵市総合計画策定委員会		中学生・高校生アンケート
5月			
6月			市民アンケート 第1回市民ワークショップ
7月	職員アンケート		第2回市民ワークショップ 第3回市民ワークショップ
8月			第4回市民ワークショップ
9月	第2回臼杵市総合計画策定委員会 第3回臼杵市総合計画策定委員会		第5回市民ワークショップ
10月		第1回審議会	
11月			
12月	第4回臼杵市総合計画策定委員会 第5回臼杵市総合計画策定委員会 第6回臼杵市総合計画策定委員会 第7回臼杵市総合計画策定委員会 第8回臼杵市総合計画策定委員会		関係団体・地域振興協議会 アンケート
2025(令和7)年			
1月			
2月	第9回臼杵市総合計画策定委員会 第10回臼杵市総合計画策定委員会		
3月		第2回審議会 第3回審議会	【市民ワークショップ】 経過報告及び市長と話そう
4月			
5月		第4回審議会	
6月	議会上程		

3. 臼杵市総合計画条例

平成26年12月19日
条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、臼杵市まちづくり基本条例(平成24年臼杵市条例第30号)第12条の規定に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、最上位の計画として臼杵市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 まちづくりの基本的な理念であり、本市のめざす都市像及び将来の基本目標を示すものをいう。

(3) 基本計画 本市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における都市像及び基本目標の実現に向けた施策の基本的方針及び体系並びに目標値を示すものをいう。

(臼杵市総合計画の策定手続)

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、臼杵市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、臼杵市総合計画に関し必要な事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

3 市長は、前項の答申を踏まえ、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

4 前3項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(臼杵市総合計画審議会の設置)

第4条 前条第1項の規定により諮問された事項を審議するため、臼杵市総合計画審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(1) 識見を有する者

(2) 公共的団体等の代表者

3 委員の任期は、市長が委嘱した日から、諮問に係る審議が終了し市長に答申した日までとする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選により、これを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

7 審議会の庶務は、秘書・総合政策課において処理する。

8 次条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(審議会の会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

2 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講じ、その実施状況について、適宜公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更したときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(臼杵市総合計画審議会条例の廃止)

2 臼杵市総合計画審議会条例(平成17年臼杵市条例第7号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、臼杵市総合計画審議会条例の規定により、現に臼杵市総合計画審議会の委員であった者は、第3条に定める審議会の委員とみなす。

附則(平成29年3月23日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

臼杵市総合計画審議会

1. 委員構成

臼杵市総合計画審議会の委員構成は次のとおりです。

臼杵市総合計画審議会委員

No.	氏名	団体/役職
1	吉村 充功	日本文理大学 副学長 会長
2	内藤 康弘	臼杵市議会 議長
3	梅田 徳男	臼杵市議会 総務委員長
4	小手川 強二	臼杵商工会議所 会頭
5	疋田 忠公	臼杵市自治会連合会 会長
6	三重野 猛志	臼杵市社会福祉協議会 副会長
7	平松 愛子	臼杵市PTA連合会 副会長
8	道脇 慎一郎	臼杵市消防団 団長
9	廣戸 英吉	大分県漁業協同組合臼杵地区 漁業運営委員長
10	利光 京子	うすき女性防災士連絡協議会 会長
11	吉良 秀代	臼杵市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
12	堀 京子	JAおおいた 野津女性部 部長
13	竹村 仁	臼杵市医師会立コスモス病院 事務長
14	神田 寿恵	臼杵市保育協議会 代表
15	飯田 雄二	株式会社大分銀行臼杵支店兼江無田支店 支店長


(会長以外は順不同、敬称略)

事務局

No.	所属	役職	氏名
1	秘書・総合政策課	課長 ※～R7.3	安東 信二
2	秘書・総合政策課	課長 ※R7.4～	望月 裕三
3	秘書・総合政策課 企画グループ	課長代理	狭間 隆則
4	秘書・総合政策課 企画グループ	主査	海士野 大樹
5	秘書・総合政策課 企画グループ	主任	板井 龍法

2. 諮問書及び答申書

諮問書

白杵市総合計画審議会 会長 吉村 充功 殿	白政第1003002号 令和6年10月3日
	白杵市長 中野 五郎 
第3次白杵市総合計画について(諮問)	
標記の件について、白杵市総合計画条例(平成26年12月19日条例第28号)第3条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。	

答申書

白杵市長 西岡 隆 殿	令和7年5月26日
	白杵市総合計画審議会 会長 吉村 充功
第3次白杵市総合計画について(答申)	
令和6年10月3日付で、当審議会に諮問のあった「第3次白杵市総合計画(案)」について、本審議会において慎重に審議した結果、計画は概ね適切なもの認め、次のとおり答申する。	
なお、総合計画の策定及び展開にあたり、下記に留意すべき意見をまとめたので、これらの意見を十分に尊重いただき、まちの将来像として掲げた『次世代へ誇れるまち白杵へ ^{（1）} 揃 ^{（2）} ぶ、つなぐ、そして創造する～』の実現に向けて最善を尽くされるよう要望する。	
記	
1. 社会情勢の変化に合わせて 想定を上回るスピードで進む人口減少やデジタル技術の急速な進化、グローバル化の進展、環境問題の深刻化と自然災害の脅威などにより、市民の暮らしは大きく変化し、地域コミュニティのあり方も変容しつつある。そのため、第3次白杵市総合計画に掲げたまちづくりの推進にあたり、現状及び課題を明確にした上で、戦略的な施策を展開されるよう検討されたい。	
2. 持続可能な白杵の実現に向けて 2005(平成17)年に旧白杵市と旧野津町が合併して誕生した新白杵市は20周年を迎えた。これまで20年間の取組を踏まえ、10年先、さらにその先を見据えた持続可能な白杵の実現に向け、本計画を着実に遂行されたい。	
3. 市民が幸せを実感できるまちをめざして 市民が「住みたい」「住み続けたい」「働きたい」と思えるまち、特に、子どもたちが「白杵が好き」「将来は『白杵に帰りたい』『白杵で生活したい』」と思える市民満足度の高いまちの実現に向け、市民が幸せを実感できる「市民が主役のまちづくり」を行うよう努められたい。	

臼杵市総合計画策定委員会及び作業部会

1. 委員構成

臼杵市総合計画策定委員会の委員構成は次のとおりです。

臼杵市総合計画策定委員会委員

No.	委員会	団体/役職	氏名
1	委員長	副市長	田村 和弘
2	副委員長	教育長	安東 雅幸
3	委員	政策監(総務・企画担当)	平山 博造
4		政策監(市民担当兼福祉保健担当)	柴田 監
5		政策監(インフラ担当兼臼杵市社会基盤整備・災害支援センター所長)	高野 裕之
6		政策監(産業部門担当・食文化創造都市推進特命)	姫野 敬一
7		政策監(野津地域振興担当兼市民生活推進課長兼臼杵市野津市民交流センター長)	川野 徳明
8		水道事業所長(併臼杵市社会基盤整備・災害支援センター次長併上下水道課長併臼杵終末処理場長)	齋藤 隆生
9			
10		教育次長(兼教育総務課長)	佐藤 忠久
		消防長(消防司令長)	亀井 英樹
11	財務経営課長	荻野 浩一	

事務局

No.	所属	役職	氏名
1	秘書・総合政策課	課長	安東 信二
2	秘書・総合政策課 企画グループ	課長代理	狭間 隆則
3	秘書・総合政策課 企画グループ	主査	海士野 大樹
4	秘書・総合政策課 企画グループ	主任	板井 龍法

2. 作業部会構成

臼杵市総合計画策定作業部会の委員構成は次のとおりです。

部会長

No.	担当部会	役職	氏名
1	住みよいまち部会	政策監(市民担当兼福祉保健担当)	柴田 監
2	安心・安全なまち部会	政策監(インフラ担当兼臼杵市社会基盤整備・災害支援センター所長)	高野 裕之
3	安心・安全なまち部会	消防長(消防司令長)	亀井 英樹
4	活気あふれるまち部会	政策監(産業部門担当・食文化創造都市推進特命)	姫野 敬一
5	学びのあるまち部会	教育次長(兼教育総務課長)	佐藤 忠久
6	思いやりのあるまち部会	水道事業所長(併臼杵市社会基盤整備・災害支援センター次長併上下水道課長併臼杵終末処理場長)	齋藤 隆生
7	思いやりのあるまち部会	財務経営課長	荻野 浩一
8	持続可能な臼杵市へ部会	政策監(総務・企画担当)	平山 博造

作業部会員

No.	所属	役職	氏名
1	総務課 DX推進室	室長	江川 徹
2	総務課 総務グループ	総括課長代理	桑原 昇造
3	財務経営課 財政経営グループ	主幹	望月 亮一
4	財務経営課 公有財産経営グループ	主幹	吉良 裕司
5	秘書・総合政策課 企画グループ	副主幹	青山 昌平
6	地域力創生課 地域共生グループ	主幹	宮崎 聡
7	地域力創生課 定住促進グループ	主幹	山崎 豊文
8	防災危機管理課 防災危機管理グループ	副主幹	河野 亮
9	市民生活推進課 市民生活・健康福祉グループ	主幹	後藤 さおり
10	都市デザイン課 都市デザイングループ	副主幹	清松 麻理子
11	市民課 広聴グループ	課長代理	藤澤 貴宏
12	部落差別解消推進・人権啓発課 部落差別解消推進・人権啓発・男女共同参画グループ	主幹	養父 友恵
13	環境課 環境グループ	副主幹	甲斐 崇臣
14	税務課 市税グループ	主査	原山 利枝香
15	保険健康課 医療福祉政策グループ	副主幹	増中 洋二
16	保険健康課 医療福祉政策グループ	副主幹	岡藤 和枝
17	高齢者支援課 高齢者支援グループ	主査	浦松 彩佳

No.	所属	役職	氏名
18	高齢者支援課 介護保険グループ	副主幹	小野 剛
19	子ども子育て課 子育て支援グループ	主査	成田 裕樹
20	子ども子育て課 母子保健グループ	主査	遠藤 可菜
21	福祉課 社会福祉グループ	副主幹	山本 可乃
22	福祉課 障がい福祉グループ	副主幹	薬師寺 浩二
23	建設課 用地管理グループ	主査	岡村 崇
24	建設課 土木グループ	主幹	工藤 竜也
25	上下水道課 総務グループ	副主幹	高崎 佑子
26	上下水道課 水道工務グループ	主査	村上 洋輔
27	産業観光課 産業振興グループ	主査	橘 俊吾
28	産業観光課 観光振興グループ	主幹	佐藤 喬
29	産業観光課 食文化創造都市推進室	室長	小嶋 佳希
30	農林振興課 農業振興グループ	副主幹	岩本 武
31	農林振興課 農業基盤整備室	室長	梶原 弘記
32	農林振興課 有機農業推進室	総括室長代理	兒玉 優
33	会計課 出納管理グループ	副主幹	東 結希子
34	契約検査課 契約検査グループ	主査	池邊 まゆみ
35	議会事務局 事務局	主幹	原 伸行
36	教育総務課 教育総務グループ	副主幹	清水 香
37	学校教育課 学校教育グループ	主査	後藤 洸介
38	学校教育課 白杵学校給食運営グループ	副主幹	首藤 聖子
39	社会教育課 社会教育グループ	主幹	辰本 恵里子
40	社会教育課 スポーツグループ	総括課長代理	東 正吾
41	社会教育課 白杵図書館	主査	佐藤 圭一
42	文化・文化財課 文化・文化財グループ	主査	鎌谷 涼平
43	消防本部 総務課 庶務グループ	総括課長代理	廣戸 隆宏

事務局

No.	所属	役職	氏名
1	秘書・総合政策課	課長	安東 信二
2	秘書・総合政策課 企画グループ	課長代理	狭間 隆則
3	秘書・総合政策課 企画グループ	主査	海士野 大樹
4	秘書・総合政策課 企画グループ	主任	板井 龍法

3. 臼杵市総合計画策定委員会設置要綱

平成22年9月17日
訓令第8号

(設置)

第1条 臼杵市の自然、歴史、文化などの資源を未来のために活かすことができるまちを実現するための総合計画の策定及び施策を総合的に推進するため、総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、研究及び審議を行う。

- (1) 総合計画を策定すること
- (2) 市民ニーズの実態についての調査分析に関すること
- (3) 事業実施に係る連絡調整に関すること
- (4) その他まちづくりのために必要と認められること

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を処理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、副市長をもって充てる。
- 5 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 6 委員は、政策監、教育次長、統括課長、消防長等をもって充てる。
- 7 委員長は、委員会の目的達成について、指導及び助言を求めため、アドバイザーを置くことができる。
- 8 アドバイザーは見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は第1条に定める目的を達成したときまでとする。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 策定委員会が必要であると認められるときは、関係者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 計画策定に関し、専門的に検討するため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員で構成し、市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 部会長は、部会員の立案した計画を統括するとともに部会長同士の連携を図り、総合的に計画策定を推進するものとする。
- 4 部会員は、部会長の指示により計画立案を行うものとする。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、秘書・総合政策課に置き、全体の連絡調整を行う。

2 部会長を事務局の補佐とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は市長が別に定める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

附則(平成25年9月1日訓令第12号)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附則(平成26年1月23日訓令第1号)

この訓令は、平成26年1月23日から施行する。

附則(平成29年4月3日訓令第6号)抄

この訓令は、令和6年3月28日から施行する。

附則(令和6年3月28日訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

市民ワークショップ及び各アンケート概要

1. 市民ワークショップ

総合計画の策定に向け、本市の将来におけるあるべき姿と進むべき方向を市民のみなさんと一緒に作りあげていくため、市民ワークショップを実施しました。

目的	ファシリテーターの進行のもと、市民のみなさんと白杵市の「将来像」や「まちづくりの目標」について、一緒に考え、作りあげていくことを目的に開催。
募集方法	①公募(市報、白杵市ホームページ等) ②無作為抽出(市内の15～49歳の無作為抽出を行った市民へ案内を送付)
参加人数	・申込のあった参加者：24名 ・白杵市役所若手職員：9名

各会の概要 | 全5回

令和6年6月20日(木) 19:00～21:00

第1回

目的 **白杵市を知ってもらう**

内容 これまでの白杵市の取組の紹介や白杵市の個性を知るため「白杵市クイズ大会」を実施しました。普段なかなか触れることのない白杵市のことを知る機会としました。

令和6年7月4日(木) 19:00～21:00

第2回

目的 **白杵市のこれまでとこれからを理解してもらう**

内容 白杵市の人口や財政状況の今後の予測について情報共有を行い、人口減少が暮らしに与える影響、白杵市のよいところについて考えました。

令和6年7月18日(木) 19:00～21:00

第3回

目的 **白杵市の現状と課題を知ってもらう**

内容 幸せなまちや白杵市の改善点について、グループごとに話し合いを行いました。最後はグループごとに発表を行いました。

令和6年8月1日(木) 19:00～21:00

第4回

目的 **白杵市のまちづくりで重要となるキーワードを探る**

内容 今後の白杵市のまちづくりで重要となるキーワードについて、グループごとに白杵市の将来を考え、導き出しました。

令和6年9月3日(火) 19:00～21:00

第5回

目的 **白杵市の理想の未来像を導き出す**

内容 これまでの4回を踏まえ、第4回で導き出したキーワードをもとに、さらにグループごとに考えを深めていきました。最後は、導き出した将来像とその将来像に込めた想いをグループごとに発表を行いました。

実施結果

未来を共につくり文化と共に生きるまち白杵 ～全ての世代がウェルビーイングを目指して～

1班

- ・白杵城下を中心に白杵特有の文化発展を遂げており、ユネスコ食文化創造都市に指定され、世界中から注目を浴びている。
- ・これまで大切にしてきた文化とともに育まれた「思い」「思いやりの心」「たくましい力」を次世代につないでいくことが必要である。
- ・白杵の力を奮い立たせ、活力ある白杵をめざし、世代を越えてウェルビーイングを実現することが必要である。

「ほっとする」を育てるまち

2班

- ・「ほっとする」は、どこかに出かけて白杵に帰ってきた時に変わらない景色や人のあたたかさに触れ安心してほっとし「白杵が1番だ」と感じることを大切にしたい。
- ・伝統や思い出を大切にしたい。
- ・「ほっとする」は当たり前であってほしいが、簡単に失われるものであるため育てていく必要がある。
- ・人を育てることが重要であるため、1人ひとりの個性が輝けるまちが必要である。

ふらっとほっとはっと ～へえーと心にヒットする～

3班

- ・白杵に「ふらっと」気軽に来てほしい、そして、世代などに関わらずみんなが平等であってほしい（flat）。人があたたかく、まちが盛り上がっている（hot）。「ふらっと」来て、「ほっと」するなと思ったときに「はっと」気がつくような魅力を持った白杵の魅力が心にささるまち。
- ・コミュニティやつながり、集まりを大切にできるようなテーマができるとよいと考えたことが経緯である。
- ・白杵が“心”でできていること改めて感じる事ができた。

次世代につなぐ誇れるまちづくり

4班

- ・次世代には、こどもや白杵に移住した人、白杵で新しく何かにチャレンジする人などを含めて白杵をつないでいく必要がある。
- ・歴史・文化、伝統をつないでいくため、人と人との交流が必要であり、交流によりお互いを知り、地元愛をつないでいく。
- ・何か特別なことをしなくても、今、当たり前に行っている（こどもたちが挨拶するなど）ことが白杵の良さであることを知る。

「ただいま。」と「おかえり。」が似合うまち ～白杵らしさを次世代へ～

5班

- ・白杵で生まれ育った人はもちろん、初めて白杵に来た人もまた帰ってきたいと思える環境がある。
- ・特に、白杵の魅力である「自然が豊か」「景観の良さ」「食文化」「歴史」「人の温かさ」を大切にしたい。
- ・今ある白杵の環境は簡単に作れるものではないからこそ、次世代にこの白杵のよさを伝えていきたい、そして、白杵のよさを100年後につないでいきたい。

第3次臼杵市総合計画の策定に向けた市民ワークショップの様子



詳細はこちらからご覧になれます

臼杵市ホームページ「第3次臼杵市総合計画」

<https://www.city.usuki.oita.jp/docs/2024042500043/>

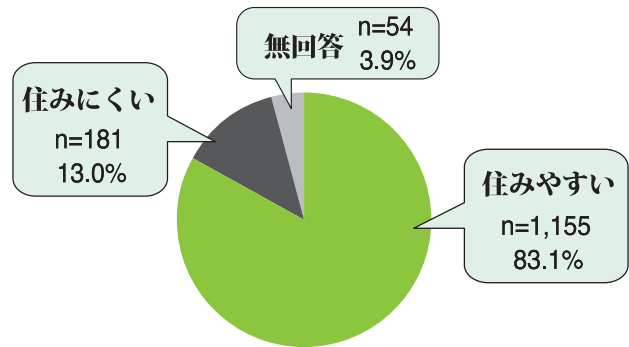
2. 市民アンケート

概要

調査期間	2024(令和6)年6月5日(水)～6月26日(水)
調査対象	18歳以上の市民4,000人
調査方法	・<郵送>調査票を郵送で配布し、郵送で回収 ・<インターネット方式>アンケート用紙に記載の二次元コードをスマートフォン等で読み取り、専用フォームで回答
回答率	34.8% (= (回答者1,390件 ÷ (抽出数4,000件 - 返送数10件) × 100)

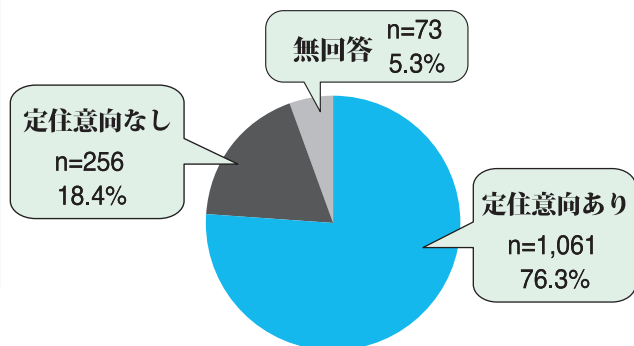
臼杵市の住みやすさ

臼杵市の住みやすさでは、「はい」が83.1%となっており、全体の8割以上となっています。また、年齢別住みやすさでは、10歳代、40歳代以外の年齢は8割以上が臼杵市は住みよいと感じています。特に、20歳代、60歳代、70歳以上は、85%以上が臼杵市は住みよいと感じています。



臼杵市への定住意向

臼杵市への定住意向では、「はい」が76.3%となっており、全体の約8割となっています。また、「いいえ」と回答した方のうち、「公共交通(電車・バス等)が不便」という理由が最も多くなっています。



3. 中学生アンケート

概要

調査期間 2024(令和6)年4月19日(金)～5月24日(金)

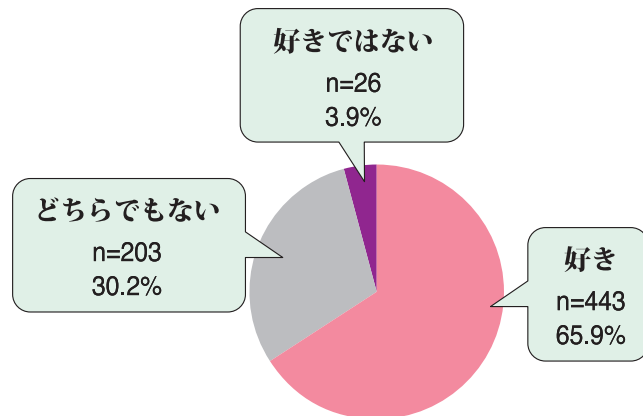
調査対象 白杵市内在住の中学生

調査方法 ・市内各中学校に二次元コード付きチラシを配布し、タブレット等から回答
・市報及び白杵市ホームページへアンケート記事を掲載し、タブレット等から回答

回答率 81.0%(総数:830名、回答数:672名)

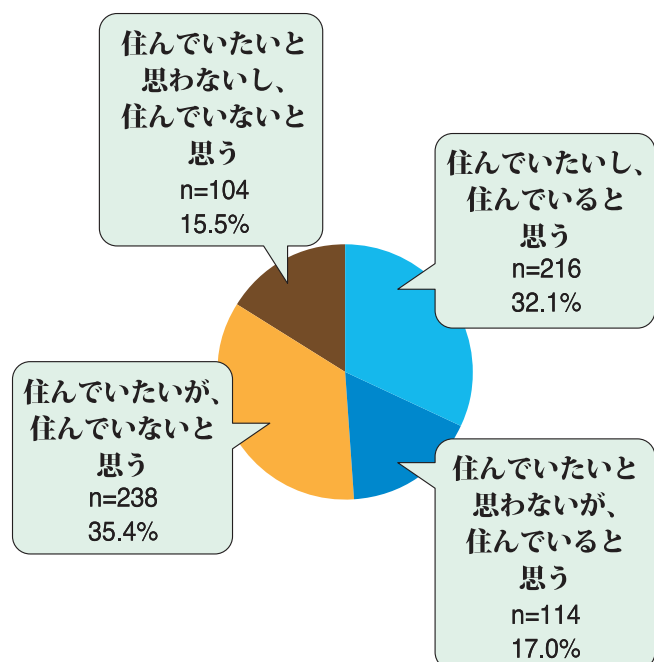
白杵市への愛着

白杵市への愛着度は、「好き」が65.9%となっており、全体の約7割となっています。すべての学年において6割以上の生徒が、白杵市が「好き」と回答しています。特に、1年生は他学年と比較して、白杵市が好きと感じている割合が高くなっています。



10年後の定住意向

「住んでいたいし、住んでいると思う」「住んでいたいと思わないが、住んでいると思う」の合計が約5割であり、半数近くの中学生在10年後も在住していると思うと回答しました。また、1年生が「住んでいたいし、住んでいると思う」と回答した割合は約4割ですが、3年生は約2割と半減しています。



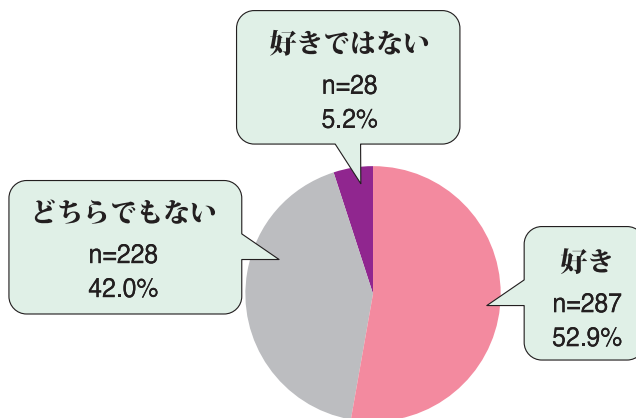
4. 高校生アンケート

概要

調査期間	2024(令和6)年4月19日(金)～5月24日(金)
調査対象	・臼杵市内外の高校に通う市内在住の生徒 ・臼杵市内の高校に通う市外在住の生徒
調査方法	・市内の高等学校に二次元コード付きチラシを配布し、タブレット等から回答 ・市報及び臼杵市ホームページへアンケート記事を掲載し、タブレット等から回答
回答者数	543名(うち臼杵高等学校:464名、海洋科学高等学校:75名、そのほか:4名)

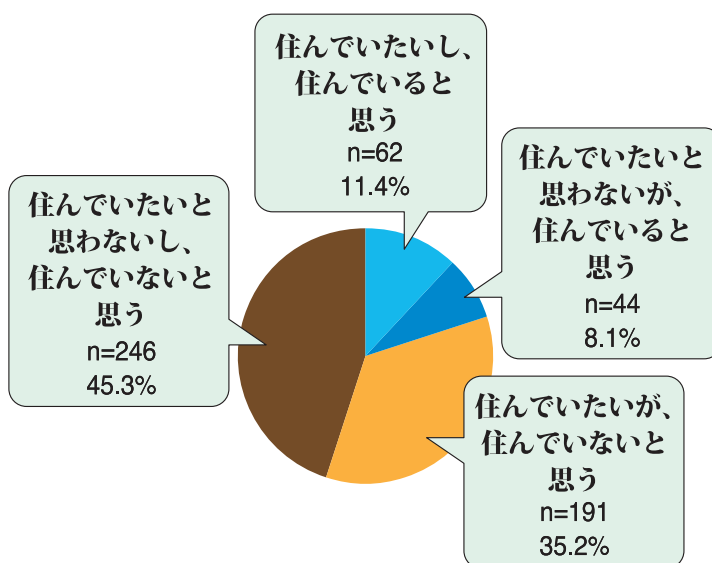
臼杵市への愛着

臼杵市への愛着度は、「好き」が52.9%となっており、全体の約5割となっています。すべての学年で4割以上の学生が、臼杵市が「好き」と回答しています。特に3年生は他学年と比較して、臼杵市が好きと感じている割合が高くなっています。



10年後の定住意向

「住んでいたい、住んでいないと思う」「住んでいたいと思わないし、住んでいないと思う」の合計が約8割で、10年後に臼杵市に在住しないとした回答者が多いことがわかりました。1年生が「住んでいたいと思わないし、住んでいないと思う」と回答した割合は37.2%ですが、2年生は53.4%と乖離があります。



5. 関係団体及び地域振興協議会アンケート

関係団体

概要

調査期間	2024(令和6)年12月4日(水)～12月27日(金)
調査対象	現在、市内で積極的に活動している団体
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・<インターネット>アンケート用紙の表紙の二次元コードをスマートフォン等で読み取り、専用フォームにて回答 ・<メール>アンケート用紙に回答を記入し、担当メールアドレス宛に送付 ・<FAX>アンケート用紙に回答を記入し、FAXにより送信
回答率	61.9% (総数:21団体、回答数:13団体)

関係団体における団体運営上の問題・課題

「会員が減少・不足している」と「会員が高齢化している」が63.6%で最も多く、次いで「活動資金が不足している」が54.5%などとなっています。

※回答がなかった団体があったため、総回答数を11として割合を計算しています。

地域振興協議会

概要

調査期間	2024(令和6)年12月4日(水)～12月27日(金)
調査対象	地域振興協議会
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・<インターネット>アンケート用紙の表紙の二次元コードをスマートフォン等で読み取り、専用フォームにて回答 ・<メール>アンケート用紙に回答を記入し、担当メールアドレス宛に送付 ・<FAX>アンケート用紙に回答を記入し、FAXにより送信
回答率	83.3% (総数:18協議会、回答数:15協議会)

地域振興協議会における団体運営上の問題・課題

「地域の担い手が減少・不足している」と「地域のリーダー・役員のなり手が不足している」が86.7%で最も多く、次いで「活動を維持するための予算の確保に苦慮している」が53.3%などとなっています。

臼杵市まちづくり基本条例

平成24年12月25日
条例第30号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本理念及び基本原則(第3条・第4条)

第3章 まちづくりを担う主体の役割等

第1節 市民(第5条・第6条)

第2節 行政(第7条～第9条)

第4章 行政運営(第10条～第20条)

第5章 市民参画等(第21条～第25条)

第6章 支え合うまちづくり(第26条～第29条)

第7章 この条例の位置付け(第30条)

附則

平成17年、臼杵市と野津町が合併し、新しい臼杵市が誕生しました。わたしたちのこのまちは、緑の山々をはじめ、肥沃な大地・豊後水道に面した臼杵湾など豊かな自然環境に恵まれています。

臼杵市では、平安時代末期から鎌倉時代に向け、高度な仏教文化が開花しました。また、大友宗麟による西洋文化との活発な交流により、異国情緒の漂う城下町として栄え、キリシタンに関する史跡など歴史的遺産を遺しています。さらに、藩政時代(近世)の堅実な藩風は、町並みや人情に今も引き継がれています。

不断の努力を惜しまない質素儉約の気風、一方で、吉四六さんに象徴されるように、どんな困難でも知恵と笑いで乗り切るユーモア精神を持ち合わせる臼杵人気質は、多彩な文化人・経済人を生み出してきました。

わたしたちは、このような先人が守り育てた自然や歴史文化のみならず、先人の偉業や人情を誇りとし、臼杵に「生まれて」「育て」「住んで」「働いて」良かったと思える心豊かな、笑顔がゆきかう臼杵市を、市民が主体となって次世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことをめざします。

一人ひとりが、臼杵市民としての誇りと自覚と責任をもち、互いに人権を尊重し、自ら考え、みんなで知恵を出し、汗を流し、臼杵市民が理想とする幸せなまちづくりを行うために、臼杵市の最高規範としてここに「臼杵市まちづくり基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、臼杵市(以下「本市」という。)におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割、行政運営の方法、市民参画その他まちづくりの基本となる事項を定めることにより、「市民が主役のまちづくり」を積極的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)
 - (2) 市内に通勤し、又は通学する者
 - (3) 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域活動団体等」という。)
- 2 この条例において「行政」とは、市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会その他本市の執行機関をいう。
- 3 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。
- 4 この条例において「協働」とは、市民、議会及び行政が適切な役割分担のもと、それぞれが自らの役割を自覚し、お互いを尊重するなかで、共に考え、共に汗を流し、共通の目的の実現のために協力することをいう。

5 この条例において「地域コミュニティ」とは、市民一人ひとりがつながりを育み、お互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として、自主的に構成する多様な団体及び組織をいう。

第2章 基本理念及び基本原則

(基本理念)

第3条 本市は、市民が幸せを実感できるまちの実現をめざすために、「市民が主役のまちづくり」をまちづくりの基本理念とする。

(基本原則)

第4条 本市は、次に掲げる事項をまちづくりの基本原則として定めるものとする。

- (1) 人権尊重の原則 すべての市民が、お互いの人権を尊重すること。
- (2) 市民総参加の原則 すべての市民が、性別や年齢等を問わず、自らの意思に基づき、まちづくりに参画できること。
- (3) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を市民、議会及び行政が共有すること。
- (4) 協働の原則 まちづくりを進めるにあたり、市民、議会及び行政が協働すること。

第3章 まちづくりを担う主体の役割等

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、安全で安心かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

- 2 市民は、行政サービスを公平に受ける権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに参画する権利を有する。
- 4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求める権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、お互いを尊重し、協力し合わなければならない。

- 2 市民は、自らの判断に基づいて、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、自らの行動と発言に責任を持つ。
- 4 市民は、地域コミュニティを尊重するとともに、積極的な参画等により、地域課題の解決に努めるものとする。
- 5 市民は、行政サービスの提供に伴う応分の負担を持つものとする。
- 6 市民は、白杵の将来を担う子どもを地域の宝として、子どもが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長していくことができるよう努めるものとする。
- 7 事業者、地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第2節 行政

(行政の基本的役割と責務)

第7条 行政は、効率的で透明性の高い行政運営を行わなければならない。

- 2 行政は、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。
- 3 行政は、公平で質の高い行政サービスの提供を図ることにより、市民福祉の増進及び地域の活性化に努めなければならない。
- 4 行政は、自らの判断と責任において、その所管する事務を誠実に執行するとともに、相互に連携して行政機能を発揮するよう努めなければならない。
- 5 行政は、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。
- 6 行政は、地域コミュニティの自主性を尊重し、円滑な活動ができるよう連携に努めなければならない。
- 7 行政は、まちづくり及び地域コミュニティ活動を支える市民の育成に努めなければならない。

(市長の基本的役割と責務)

第8条 市長は、市政全体の総合調整のほか、その他の権限を適正に行使することにより、本市をリードしていかななければならない。

- 2 市長は、地域の資源を最大限に活用し、財源確保に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるため、効率的な行財政運営に努めなければならない。
- 3 市長は、市民の意向、地域の実情等を把握し、行政サービスの質の向上に努めなければならない。
- 4 市長は、政策の立案、実施及び評価について、市民への説明責任を果たすため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、常に法令及び条例等を遵守し、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。

- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。
- 3 職員は、自らが地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、積極的に地域コミュニティ活動に参画するよう努めなければならない。

第4章 行政運営

(総合計画の策定及び進行管理)

第10条 本市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

3 市長は、総合計画の進行を管理し、必要に応じ見直し、その状況を公表するものとする。

(財政運営)

第11条 行政は、中長期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全かつ弾力的な財政運営に努めなければならない。

(政策と法務の連携)

第12条 行政は、市政の課題を解決し、自主自立のまちづくりを進める政策の実現のため、地方自治の本旨に基づき、法令を解釈し、条例その他の規程を適切かつ効果的に活用するものとする。

(条例制定等の手続)

第13条 市長は、まちづくりに関する重要な条例を立案しようとするときは、市民の参画を図り、市民の意見を反映させるように努めなければならない。

(行政評価)

第14条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営並びに総合計画の着実な実行及び進行管理のため、市民の視点に立った行政評価の制度を整備し、実施するものとする。

2 行政は、評価の結果を市民に公表するとともに、必要に応じてその結果を適切に市政に反映させなければならない。

(行政手続)

第15条 行政は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにするものとする。

(情報の公開及び提供)

第16条 行政は、市政について市民に説明する責任を果たすとともに、市民の市政への参画をより促進するため、市が保有する市民生活に必要な情報について公開及び提供するものとする。

2 行政は、情報の提供にあたっては、市民に分かりやすい方法を工夫しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第17条 行政は、個人の権利利益を保護するため、本市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(意見、要望等への対応)

第18条 行政は、行政運営に対する意見、要望等があったときは、速やかに事実関係等を調査し、誠実に対応しなければならない。

2 行政は、意見、要望等に対して、必要があると認めるときは、その改善のための適切な措置を講じなければならない。

(危機管理)

第19条 行政は、災害等の緊急の事態に備え、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、危機管理体制を確立しなければならない。

2 行政は、緊急の事態にあたっては、市民及び関係機関等と自助・共助・公助の精神に基づいた連携及び協力を図るものとする。

(行政組織の編成)

第20条 行政は、機能的かつ効率的な組織を編成するとともに、行政事務を円滑に遂行するため、組織間の連携及び横断的調整を図るものとする。

第5章 市民参画等

(市民参画の機会の保障)

第21条 行政は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。

2 行政は、市民がまちづくりに参画するための制度を整備するとともに、その周知に努めなければならない。

(市民提案の推進)

第22条 市民は、公益的な観点から市政に対して提案することができる。

2 行政は、市民の提案を市政に反映させるための制度の拡充に努めなければならない。

(市民意見の募集)

第23条 行政は、重要な政策等の立案にあたっては、事前に市民意見を募集する手続(以下「パブリックコメント」という。)を実施しなければならない。

2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に

対する考え方を取りまとめて公表しなければならない。

(審議会、委員会等への市民参画)

第24条 行政は、法令に基づき設置する審議会等のほか、市政に関する提言、意見を求めるため、委員会等を設置するものとする。

2 行政は、法令等に特段の定めがある場合を除き、審議会、委員会等の委員については、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めるものとする。

3 行政は、審議会、委員会等の公開に努めるものとする。

(住民投票の実施及び尊重)

第25条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。

2 市民、議会及び行政は、住民投票を実施したときは、その結果を尊重しなければならない。

第6章 支え合うまちづくり

(協働のまちづくり)

第26条 市民、議会及び行政は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもと、人権を尊重しながら協働のまちづくりを進めるものとする。

2 行政は、協働の推進にあたっては、市民の自立性を促し、自主性を尊重しなければならない。

3 行政は、市民の「協働のまちづくり」に資する活動を支えるため、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

(まちづくりの推進)

第27条 行政は、地域コミュニティがまちづくりの担い手であることを認識し、その活動を支えるための必要な方策を講じるものとする。

2 行政は、課題解決等のために地域コミュニティから協力の求めがあったときは、助言その他適切な支援を行うものとする。

3 行政は、地域コミュニティとの協働により、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するものとする。

(対等な立場での参画)

第28条 市民、議会及び行政は、多様な文化及び価値観を理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として対等の立場でまちづくりに参画できるよう努めなければならない。

(他都市等との連携及び協力)

第29条 行政は、共通する課題の解決のため、対等な立場で、国、県及び他の地方公共団体等との連携に努めるものとする。

2 行政は、国際社会に果たす本市の役割を認識し、海外の行政機関等との連携及び協力を努めるものとする。

第7章 この条例の位置付け

(この条例の位置付け)

第30条 この条例は、本市が進めるまちづくりの基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日条例第12号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

持続可能な開発目標(SDGs)

1. SDGsとは

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略であり、持続可能な開発目標のことです。2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。そこでは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上で「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであるといわれています。

本市においても、本計画で掲げた将来像「次世代へ誇れるまち臼杵^{むす}～掬ぶ、つなぐ、そして創造する～」の実現に向け、SDGsの視点と本計画の施策を一体的に取り組んでいきます。

右ページは17のゴール説明ですが、外務省の仮訳をもとに一部加工したものです。

SDGsが定める17のゴールとロゴマーク／アイコン

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



17のゴール／ゴールの説明

- 1

目標 1 貧困

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2

目標 2 飢餓

飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3

目標 3 保健

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4

目標 4 教育

すべての人へ包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の帰化を促進する
- 5

目標 5 ジェンダー

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 6

目標 6 水・衛生

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7

目標 7 エネルギー

すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8

目標 8 経済成長と雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある、人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 9

目標 9 インフラ・産業化・イノベーション

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 10

目標 10 不平等

各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11

目標 11 持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12

目標 12 持続可能な生産と消費

持続可能な生産消費形態を確保する
- 13

目標 13 気候変動

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14

目標 14 海洋資源

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15

目標 15 陸上資源

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16

目標 16 平和

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17

目標 17 実施手段

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

指標一覧

まちづくりの目標1 住みよいまち

施策 No.	施策名	ものさし名	算出式	実績値 2023	目標値 2029
(1)	安心して産み育てるための子育て環境の充実	この地域で子育てしたいと思う親の割合	乳幼児健診時のアンケートで「そう思う人」と回答した人数が同アンケート回答延べ人数に占める割合 出典:乳幼児健診時のアンケート(担当課調べ)	98.3%	100.0%
		「ちあぼーと」での子育て相談件数(年)	ちあぼーとでの子育て相談対応件数 出典:管理台帳(担当課調べ)	1,104件	1,200件
		保育サービスの満足度	アンケートで「保育サービスの満足度」で満足していると回答した人数が同アンケート回答延べ人数に占める割合 出典:実態調査(担当課調べ)	91.4%	100.0%
		産後ケア事業の利用率	利用者数÷出生数 出典:産後ケア事業台帳(担当課調べ)	11.3%	83.0%
(2)	生涯を通じた健康な生活習慣の推進	低出生体重児の割合	低出生体重児数÷全出生児数 出典:人口動態統計	10.6%	7.6%
		中学2年生で肥満度20%以上の者の割合	肥満度20%以上の中学2年生児童数÷中学2年生の児童数 出典:学校保健統計調査	男子20.00% 女子13.04%	男子10.99% 女子8.35%
		メタボリックシンドローム該当者(全国健康保険協会管掌健康保険+国民健康保険)	国民健康保険メタボリック該当者+協会けんぽメタボリック該当者 出典:医療費・健診データ分析事業(大分県保険者協議会)	男性26.30% 女性9.10%	男性21.20% 女性8.50%
		お達者年齢	介護保険制度による要介護2以上に認定されていない方を健康とみなして算出 出典:大分県民健康増進課調べ	男性80.25歳 女性84.71歳	男性80.55歳 女性85.00歳
(3)	医療・福祉サービスの提供と連携	「うすき石仏ねっと」加入者数(2012(平成24)年度以降の累計)	加入者数合計 出典:うすき石仏ねっと運営協議会	25,298人	28,300人
		臼杵市国民健康保険被保険者の後発医薬品使用率	後発医薬品使用数÷処方箋発行数 出典:大分県国民健康保険連合会統計	83.4%	85.0%
(4)	高齢者がいきいきと安心して暮らすための支援	介護予防のための通いの場の数(2013(平成25)年度以降の累計)	通いの場(老人クラブ、サロン、地域振興協議会健康教室、公民館活動等)の実数 出典:介護予防・日常生活支援総合事業等の実施状況に関する調査(担当課調べ)	132箇所	165箇所
		認知症サポーター養成講座受講者数(2006(平成18)年度以降の累計)	認知症サポーター養成講座の受講者数の累計 出典:サポーター養成講座実施状況(担当課調べ)	10,605人	13,060人
		介護予防・生活支援サービス通所事業(緩和した基準・通所型短期集中予防サービス)利用者数(年)	介護予防・生活支援サービス通所事業(緩和した基準・通所型短期集中サービス)利用者数 出典:担当課調べ(緩和した基準分は国保連合会集計、短期集中予防サービス分は担当課集計)	62人	90人
(5)	障がいのある人の社会参加と相談支援体制の強化	カラフルカフェの参加者数(年)	カラフルカフェの参加者数 出典:委託事業所からの実績報告	439人	540人
		相談支援事業による相談件数(年)	相談支援事業による相談件数 出典:委託事業所からの実績報告	22,045人	22,600人
(6)	地域福祉の推進	受任者調整会議で協議した件数(年)	受任者調整会議で協議した件数 出典:臼杵市社会福祉協議会報告	7件	7件
		就労・増収につながった生活保護受給者の数(年)	生活保護受給者で就労支援者のうち就労や増収につながった人の数 出典:支援業務記録(課内資料)	5件	7件
		個別避難計画の作成率	個別避難計画の作成を希望する人の内、作成済みの人の割合 出典:個別避難計画作成実績(担当課調べ)	51%	100%
(7)	人がつながる地域コミュニティの充実	地域振興懇談会及びブロック連絡会の開催回数(年)	地域振興懇談会及びブロック別懇談会の開催回数 出典:地域振興懇談会及びブロック別懇談会の開催実績(担当課調べ)	12回	12回
		地域資源をまとめたコミュニティマップの作成件数(年)	地域振興協議会ごとのコミュニティマップの作成件数 出典:地域振興協議会へのアンケート調査(担当課調べ)	1件	12件
		行政以外からの財源の確保に取り組んでいる地域振興協議会の数(年)	全18地区の地域振興協議会の内、行政以外からの財源確保に取り組む振興協議会の数 出典:地域振興協議会へのアンケート調査(担当課調べ)	2箇所	8箇所
(8)	選ばれ住み続けられる「うすき暮らし」の推進	移住者数(2015(平成27)年度以降の累計)	移住者居住支援事業補助金を利用した移住者数合計 出典:移住者居住支援事業補助金実績表(担当課調べ)	2,030人	3,240人
		市内の企業や事業所に雇用された移住者数(年)	移住者のうち、市内の企業や事業所に雇用された年間移住者数合計(起業を含む) 出典:移住定住補助金利用実績一覧表(担当課調べ)	19人	25人
		空き家バンク制度活用による成約件数(2014(平成26)年度以降の累計)	空き家バンク制度による成約実績件数 出典:空き家バンク登録・成約実績表(担当課調べ)	301件	526件

まちづくりの目標2 安心・安全なまち

施策 No.	施策名	ものさし名	算出式	実績値 2023	目標値 2029
(9)	魅力あるまちづくり基盤の計画的推進	白杵らしい景観の保全・形成が図られていると感じている市民の割合	白杵市よりよいまちづくりアンケートにおいて、「白杵らしい景観の保全・形成が図られていると感じている」と答えた市民の割合(『満足』+『ふつう』)÷(『満足』+『ふつう』+『不満』)×100 出典:白杵市よりよいまちづくりアンケート	89%	90%
		野津市民交流センター「ゆるる」及び多世代交流館「のつてらす」における利用件数(年)	野津市民交流センター「ゆるる」及び多世代交流館「のつてらす」における利用件数 出典:利用件数一覧(担当課調べ)	-	120件
		公園の整備・維持管理の満足度	白杵市よりよいまちづくりアンケートにおいて、「魅力ある公園整備と適正な維持管理」(満足度=満足+普通÷(回答者数-分からない-無回答))における満足度 出典:白杵市よりよいまちづくりアンケート	84.5%	90.0%
(10)	計画的な道路整備及び適正な維持管理	市道の改良延長(累計) ※市道整備済延長:約628km	①社会資本整備総合交付金事業②地方道路整備事業 ③辺地債事業による道路改良延長 出典:事務事業評価シート、関係資料(担当課調べ)	0.0km	8.8km
		点検による健全度がⅡまたはⅢの橋梁数(累計) ※市内橋梁総数:449橋	白杵市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁数 出典:白杵市橋梁長寿命化修繕計画、点検・補修の履歴・計画(担当課調べ)	367橋	444橋
		点検による健全度がⅡまたはⅢのトンネル数(累計) ※市道トンネル総数:8箇所	白杵市トンネル長寿命化修繕計画に基づくトンネル箇所数 出典:白杵市トンネル長寿命化修繕計画、点検・補修の履歴・計画(担当課調べ)	6箇所	8箇所
(11)	安全な水の提供と上下水道システムの維持・強化	水道施設の耐震化率	耐震化済施設数÷水道施設数 出典:上下水道耐震化計画(国土交通省)(担当課調べ)	40%	64%
		有収率	料金徴収の対象水量÷浄水場より水道管に送った水量 出典:地方公営企業決算状況調査(総務省)	85%	87%
		浸水対策進捗率	浸水対策単年度事業費÷浸水対策総事業費 出典:事務事業評価シート(担当課調べ)	5.80%	16.59%
		下水道(公共・特環・農排・漁排)接続率	水洗化人口÷下水道処理区域内人口 出典:汚水処理人口調査(大分県)	84.63%	87.50%
		合併処理浄化槽普及率	浄化槽処理人口÷行政人口 出典:事務事業評価シート(担当課調べ)	19.65%	22.05%
(12)	快適で安心できる住環境の確保	空き家有効活用件数(2014(平成26)年度以降の累計)	物件登録数(新規掘り起こし物件含む)合計(累計) 出典:空き家バンク登録・成約実績表(担当課調べ)	429件	668件
		老朽危険空き家・危険ブロック等の対策件数(年)	老朽危険空き家及び危険ブロック等の対策件数 出典:老朽危険空き家補助申請一覧・空き家相談一覧・ブロック除去補助申請一覧(担当課作成)	27件	35件
		公営住宅等長寿命化計画に基づく施設整備事業の実施件数(2023(令和5)年度以降の累計)	長寿命化計画による事業計画数(累計)÷改修事業実施実施件数(累計) 出典:白杵市公営住宅等長寿命化計画(担当課作成)	6件	14件
(13)	公共交通の利便性の向上	民間補助路線利用者数(年) ※白三線、中津浦線、泊ヶ内線、割後場線	民間補助路線の利用者数の合計 出典:担当者調べ(白三線補助金配分)(3路線実績)	39,711人	40,000人
		コミュニティバス利用者数(年)	白杵市コミュニティバスの利用者数の合計 出典:白杵市コミュニティバス運行実績総括表(担当課作成)	12,456人	13,000人
		民間補助路線に対する市の財政負担(利用者一人あたり)(年)	民間補助路線に対する利用者一人あたりの市の財政負担 出典:担当課調べ(白三線補助金配分)(3路線実績)	462円	400円
		コミュニティバスに対する市の財政負担(利用者一人あたり)(年)	コミュニティバスに対する利用者一人あたりの市の財政負担額 出典:白杵市コミュニティバス運行実績総括表(財政負担推移及び見込み)(担当課作成)	1,729円	1,700円
(14)	減災対策と地域防災力の強化	防災士の養成人数(2009(平成21)年度以降の累計)	防災士養成研修を受講し防災士資格を取得した人数 出典:防災士養成養成講座名簿(担当課作成)	701人	821人
		ジュニア防災リーダー養成人数(2015(平成27)年度以降の累計)	ジュニア防災リーダー養成研修を受講した人数 出典:ジュニア防災リーダー養成リスト(担当課作成)	146人	266人
		自主防災組織等活性化補助金を活用した自主防災組織等における訓練件数(年)	市に申請された自主防災組織等における訓練実施件数 出典:自主防災組織等活性化補助金交付リスト(担当課作成)	31件	49件
		耐震性貯水槽の設置数(1985(昭和60)年度以降の累計)	耐震性のある防火水槽の累計整備数 出典:消防水利台帳(担当課作成)	48基	60基
(15)	消防・救急体制の充実	住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理調査及び指導数(年)	各年度の住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理調査及び指導数 出典:住宅用火災警報器設置状況調査(担当課作成)	100回	100回
		応急手当講習受講者数(年)	各年度の応急手当講習受講者数 出典:救急・ウツタイン様式調査(担当課作成)	1,566人	1,600人
		消防団員充足率	各年度の消防団員充足率(実人員/定数) 出典:現勢調査(全国消防長会)	92%	100%

まちづくりの目標3 活気あふれるまち

施策 No.	施策名	ものさし名	算出式	実績値 2023	目標値 2029
(16)	食文化創造都市白杵の確立	市民のユネスコ食文化創造都市の認知度	白杵市よりよいまちづくりアンケートにおいて、「ユネスコ食文化創造都市であることを知っている」と回答した人の割合 出典:白杵市よりよいまちづくりアンケート	-	80%
		教育機関と連携した食文化事業実施数(年)	市内小・中学校、高等学校と連携して実施した事業回数 出典:担当課調べ	27回	30回
		国内外創造都市との交流事業数(年)	国内外創造都市からの招待又は招致して実施した交流事業数 出典:担当課調べ	5事業	10事業
(17)	持続可能な農林水産業の確立	有害鳥獣被害を軽減させるための防護柵設置距離(2011(平成23)年度以降の累計)	地区による自力施工設置距離 出典:担当課調べ	487km	642km
		農業算出額(年) ※基準値は2020(令和4)年度	白杵市の農業産出額 出典:農林水産省市町村別農業産出額	55.5億円	63.7億円
		「ほんまもん農産物」および有機栽培の圃場面積(累計)	「ほんまもん農産物認証」ならびに「有機JAS認証」生産面積 出典:担当課調べ	97ha	105ha
		漁業担い手交付金の交付人数(2016(平成28)年度以降の累計)	漁業担い手交付金の交付人数 出典:担当課調べ	7人	15人
(18)	商工業の経営基盤強化	創業支援セミナーの参加者数(累計) ※基準値は2020(令和2)年度	創業支援セミナーに参加した人数 出典:担当課調べ	15人	100人
		オープン型事業承継プラットフォームへの登録件数(2023(令和5)年度以降の累計)	オープン型事業承継プラットフォームへの登録件数 出典:専用ホームページ掲載件数(担当課調べ)	1件	6件
		企業立地促進条例助成件数(2007(平成19)年度以降の累計)	企業立地促進助成金の交付を受けた企業数 出典:担当課調べ	24件	32件
		白杵ブランド認証品「うすきの地もの」の認証件数(2017(平成29)年度以降の累計)	白杵ブランド認証(「うすきの地もの」)を受けた件数 出典:担当課調べ	110件	141件
(19)	観光資源の魅力向上と持続可能な観光の実現	観光客一人あたり旅行消費額(宿泊あり)(年)	白杵市観光動態調査によるアンケートにおいて、「宿泊あり」と回答した人の「一人あたり旅行消費額」の平均金額 出典:白杵市観光動態調査(担当課調べ)	9,935円	13,500円
		観光客の来訪者満足度(0~10の11段階)(年)	白杵市観光動態調査によるアンケートにおいて、「来訪者満足度(0~10の11段階)」の平均値 出典:白杵市観光動態調査(担当課調べ)	6.92	8.10
		白杵市の観光施設を訪れた観光客数(年)	白杵石仏、観光交流プラザ、サーラ・デ・白杵、稲葉家下屋敷、吉丸一昌記念館、野上弥生子文学記念館、風連鍾乳洞、歴史資料館の入場者数合計 出典:担当課調べ	195,125人	312,000人
		観光客のリピーター率	白杵市観光動態調査によるアンケートにおいて、「観光客リピーター率」の平均割合 出典:白杵市観光動態調査(担当課調べ)	38.2%	54.5%

まちづくりの目標4 学びのあるまち

施策No.	施策名	ものさし名	算出式	実績値 2023	目標値 2029
(20)	白杵大好き“白杵っこ”をめざした教育の充実	白杵市基礎・基本テストで偏差値50を超えた学年ごとの教科の割合	偏差値50を超えた教科÷(小学校3～6年×3教科+中学校1～2学年×5教科)×100 出典:白杵市基礎・基本テスト	82%	100%
		小中一貫校の設置に向けた取組を進めている学校数	小中一貫校の導入に向けた検討をしている学校数 出典:担当課調べ	0校	1校
		小中学校の校舎及び屋内運動場の照明のLEDの割合	LED照明数÷小中学校の校舎及び屋内運動場の照明数 出典:担当課調べ	42%	100%
		協育コーディネーターが委員として学校運営協議会に参加している学校の割合	(協育コーディネーターが委員として学校運営協議会に参加している学校数)÷(全学校数)×100 出典:担当課調べ	50%	100%
(21)	社会教育の充実	公民館が主催する教室(講座)への参加者数(年)	白杵市中央公民館及び野津中央公民館が主催する教室(講座)への参加者数(教室を支援するボランティアスタッフ含む) 【白杵地域】家庭教育、青少年教育、人権教育、開設教室 【野津地域】家庭教育、青少年・成人教育 出典:白杵地域・野津地域実施事業(担当課調べ)	4,463人	5,000人
		市民一人当たりのスポーツ施設利用回数(年)	行政人口÷市営体育施設の年間利用者数 出典:指定管理者からの実績報告	3.62回	4.00回
		市民一人当たりの市立図書館貸出冊数(年)	行政人口÷白杵図書館・こども図書館・野津分館の年間貸出数 出典:図書館管理システム(担当課調べ)	2.80冊	3.00冊
(22)	白杵の歴史・文化を未来に届ける「郷育」の充実	歴史の守り人参加人数(年)	歴史の守り人参加人数 出典:累計参加者実績(担当課調べ)	0人	25人
		白杵っこガイド・学芸員数(年)	白杵っこガイド・学芸員申込人数 出典:累計申込実績(担当課調べ)	13人	15人
		歴史資料館入館者数(年)	歴史資料館年間入館者数 出典:年間入館者数(担当課調べ)	4,709人	5,000人
		通年手形(年間パスポート)による入館者数(年) ※基準値は2021(令和3)～2023(令和5)年度の3か年平均	歴史資料館発行の通年手形を利用した入館者数 出典:累計発行数(担当課調べ)	939人	950人
		市民会館の利用者数(年)	市民会館年間利用者数 出典:年間利用者数(担当課調べ)	21,400人	50,000人
(23)	人権尊重社会の実現	意識調査で「人権問題に関心がある。」と答えた人の割合 ※基準値は2019(令和元)年度	白杵市人権・部落差別問題に関する市民意識調査において、人権問題への関心の有無について「関心がある」と答えた人の割合 出典:白杵市人権・部落差別問題に関する市民意識調査(担当課調べ)	73%	100%
		部落差別問題についての授業を実施した小中学校の割合	部落差別問題についての授業を実施した小中学校割合 出典:担当課調べ	100%	100%
		登録型本人通知制度の新規登録者(年)	登録型本人通知制度の登録者数 出典:登録型本人通知制度登録台帳(担当課調べ)	145人	160人
		地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性登用率	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性登用率 出典:地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況調査(担当課調べ)	36%	40%

まちづくりの目標5 思いやりのあるまち

施策No.	施策名	ものさし名	算出式	実績値 2023	目標値 2029
(24)	環境保全・気候変動対策の推進	未整備林整備面積(年)	未整備林等の整備面積(竹林も含む) 出典:担当課調べ	35ha	80ha
		竹林整備面積(年)	年間の竹林整備面積 出典:担当課調べ	2.1ha	2.5ha
		白杵市の公共施設における二酸化炭素排出量(年)	白杵市の公共施設において消費した電気、LPG、灯油、A重油、ガソリン、軽油に基づく排出二酸化炭素の総計値 出典:施策評価シート用に実施した調査(担当課調べ)	5,030t	3,379t
		白杵市の二酸化炭素排出量(年)	環境省が定める統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別CO2排出量を推計した値 出典:自治体排出量カルテ(環境省)	480.8kt	400.5kt
(25)	環境衛生と循環型社会の推進	一人当たりのごみの焼却量(年)	一般家庭からのごみの焼却量÷行政人口 出典:各施設の把握実数(担当課調べ)	146kg	129kg
		ごみ収集時の分別不良による取り残し件数(年)	ごみ収集時の分別不良による取り残しの実数 出典:収集時の措置実数(担当課調べ)	4,349件	3,907件
(26)	防犯・交通安全・消費生活の充実	白杵市消費生活センターと連携した講座の開催回数(年) ※基準値は2021(令和3)～2023(令和5)年度の3か年平均	出前講座において特殊詐欺等への正しい対応などの内容が含まれた講座の回数 出典:令和6年度啓発一覧表(担当課調べ)	28回	40回
		運転免許証の自主返納制度申請件数(年)	運転免許証の自主返納制度における申請件数の合計 出典:運転免許証自主返納申請(担当課調べ)	188件	200件
		白杵市消費生活センターの認知度	白杵市よりよいまちづくりアンケートにおいて、「消費生活センターを知っている」と回答した人数の割合 出典:白杵市よりよいまちづくりアンケート	49%	70%

まちづくりの目標6 持続可能な白杵市へ

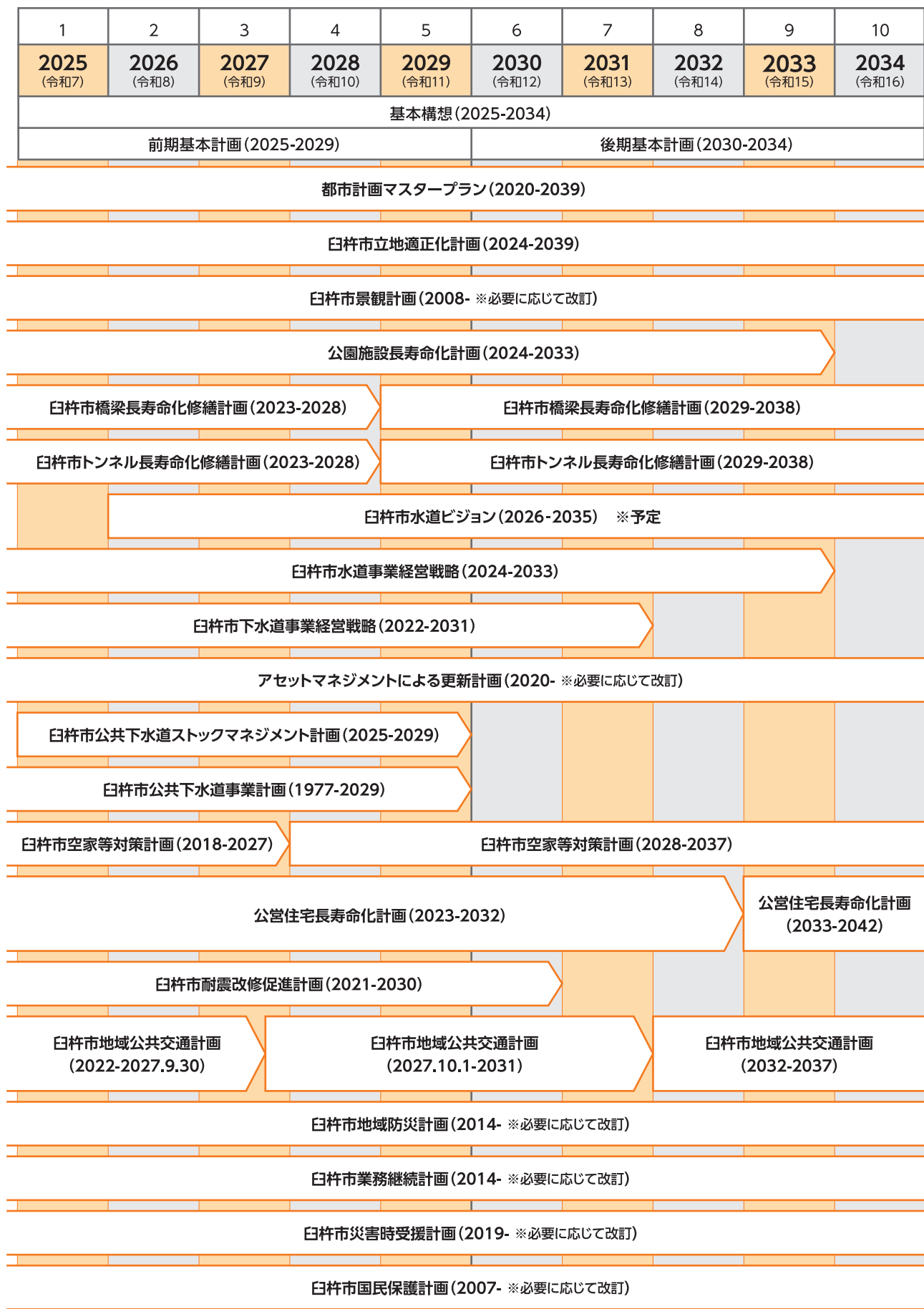
施策No.	施策名	ものさし名	算出式	実績値 2023	目標値 2029
(27)	行財政基盤の強化	総合計画の進捗率	施策評価シートにおける各課の実績値から最終年度の目標値の達成割合 出典:施策評価シート(担当課調べ)	-	100%
		白杵市役所への評価(年)	白杵市よりよいまちづくりアンケートでの、「白杵市役所への評価(点数)」の平均値 出典:白杵市よりよいまちづくりアンケート(担当課調べ)	70.7点	80.0点
		ペーパーレスの推進による紙の前年度比削減率	情報系複合機の利用実績より前年度枚数から当該年度枚数より削減率を算出 出典:情報系複合機の利用実績(担当課調べ)	-4.7%	-10.0%
		公共施設(建築物)の施設総量(床面積換算)	白杵市公共施設等総合管理計画の計画期間(令和17年度までの削減目標を10%としており、そこから本計画の計画期間を考慮し、算出 出典:白杵市公共施設等総合管理計画	-	-5%
		標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合	財政調整基金残高÷標準財政規模×100 出典:決算統計(担当課調べ)	24.5%	30.0%
		経常収支比率	経常経費充当一般財源÷経常一般財源×100 出典:決算統計(担当課調べ)	93.8%	92.0%
		実質公債費比率	(元利償還金等-算入公債費等)÷標準財政規模等×100÷3か年平均 出典:実質公債費比率資料(担当課調べ)	8.1%	8.1%
		国債・定期預金等の運用収入(利息)(年) ※基準値は2021(令和3)～2023(令和5)年度の3か年平均	国債・定期預金等の運用益の総額 出典:基金運用口座の残額、基金配当表(本市実績)	48,128千円	79,000千円
		現年における市税徴収率	市税収納額÷調定額 出典:本市実績による(担当課調べ)	99.11%	99.25%
		ふるさと納税額(年)	ふるさと納税制度を活用した寄附金額の合計 出典:本市実績による(担当課調べ)	6.5億円	8.5億円
		企業版ふるさと納税額(年)	企業版ふるさと納税制度を活用した寄附金額の合計 出典:本市実績による(担当課調べ)	0.05億円	0.35億円

個別分野計画

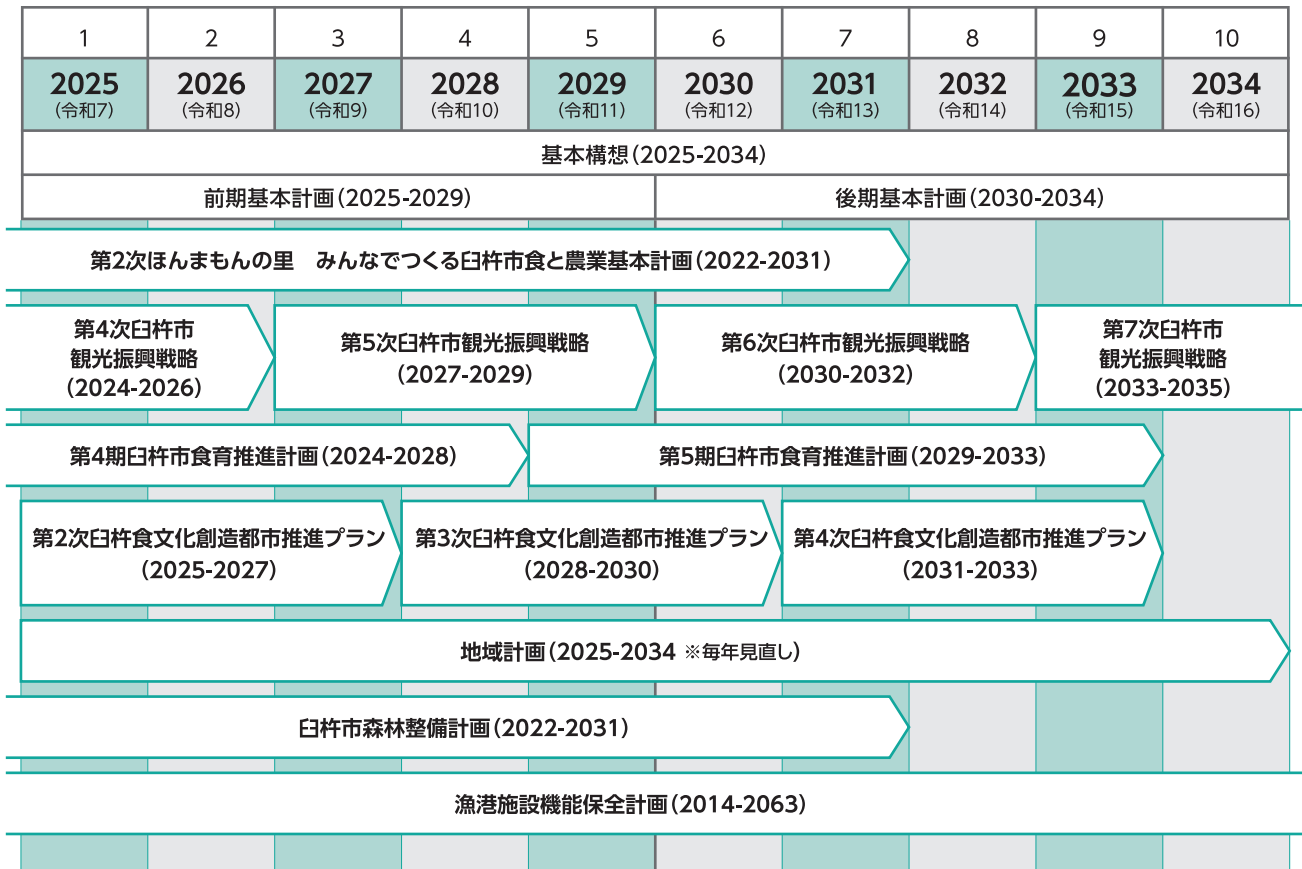
まちづくりの目標1 住みよいまち

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)	2032 (令和14)	2033 (令和15)	2034 (令和16)
基本構想(2025-2034)									
前期基本計画(2025-2029)					後期基本計画(2030-2034)				
第3期臼杵市子ども・子育て支援事業計画(2025-2029)					第4期臼杵市子ども・子育て支援事業計画(2030-2034)				
第3次健康日本21臼杵市計画(2025-2036)									
第4期臼杵市食育推進計画(2024-2028)				第5期臼杵市食育推進計画(2029-2033)					
第2期臼杵市自殺対策計画(2024-2028)				第3期臼杵市自殺対策計画(2029-2033)					
臼杵市高齢者福祉計画 及び 第8期介護保険計画 (2024-2026)		臼杵市高齢者福祉計画 及び 第9期介護保険計画 (2027-2029)			臼杵市高齢者福祉計画 及び 第10期介護保険計画 (2030-2032)			臼杵市高齢者福祉計画 及び 第11期介護保険計画 (2033-2035)	
臼杵市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画) (2024-2029)					臼杵市国民健康保険第4期保健事業実施計画(データヘルス計画) (2030-2035)				
第4期特定健康診査等実施計画(2024-2029)					第5期特定健康診査等実施計画(2030-2035)				
臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画(2015-)									
第3次臼杵市 地域福祉計画 (2022-2026)		第4次臼杵市地域福祉計画(2027-2031)						第5次臼杵市地域福祉計画 (2032-2036)	
第4次臼杵市 障がい者計画 (2022-2026)		第5次臼杵市障がい者計画(2027-2031)						第2次臼杵市障がい者計画 (2032-2036)	
第7期臼杵市 障がい福祉計画 (2024-2026)		第8期臼杵市障がい福祉計画 (2027-2029)			第9期臼杵市障がい福祉計画 (2030-2032)			第10期臼杵市 障がい福祉計画 (2033-2035)	
第3期臼杵市 障がい児福祉計画 (2024-2026)		第4期臼杵市障がい児福祉計画 (2027-2029)			第5期臼杵市障がい児福祉計画 (2030-2032)			第6期臼杵市 障がい児福祉計画 (2033-2035)	
第2次成年後見制度利用促進 基本計画 (2022-2027)			第3次成年後見制度利用促進基本計画 (2028-2032)					第4次成年後見制度 利用促進基本計画 (2033-2037)	
臼杵市空家等対策計画(2018-2027)				臼杵市空家等対策計画(2028-2037)					

まちづくりの目標2 安心・安全なまち



まちづくりの目標3 活気あふれるまち

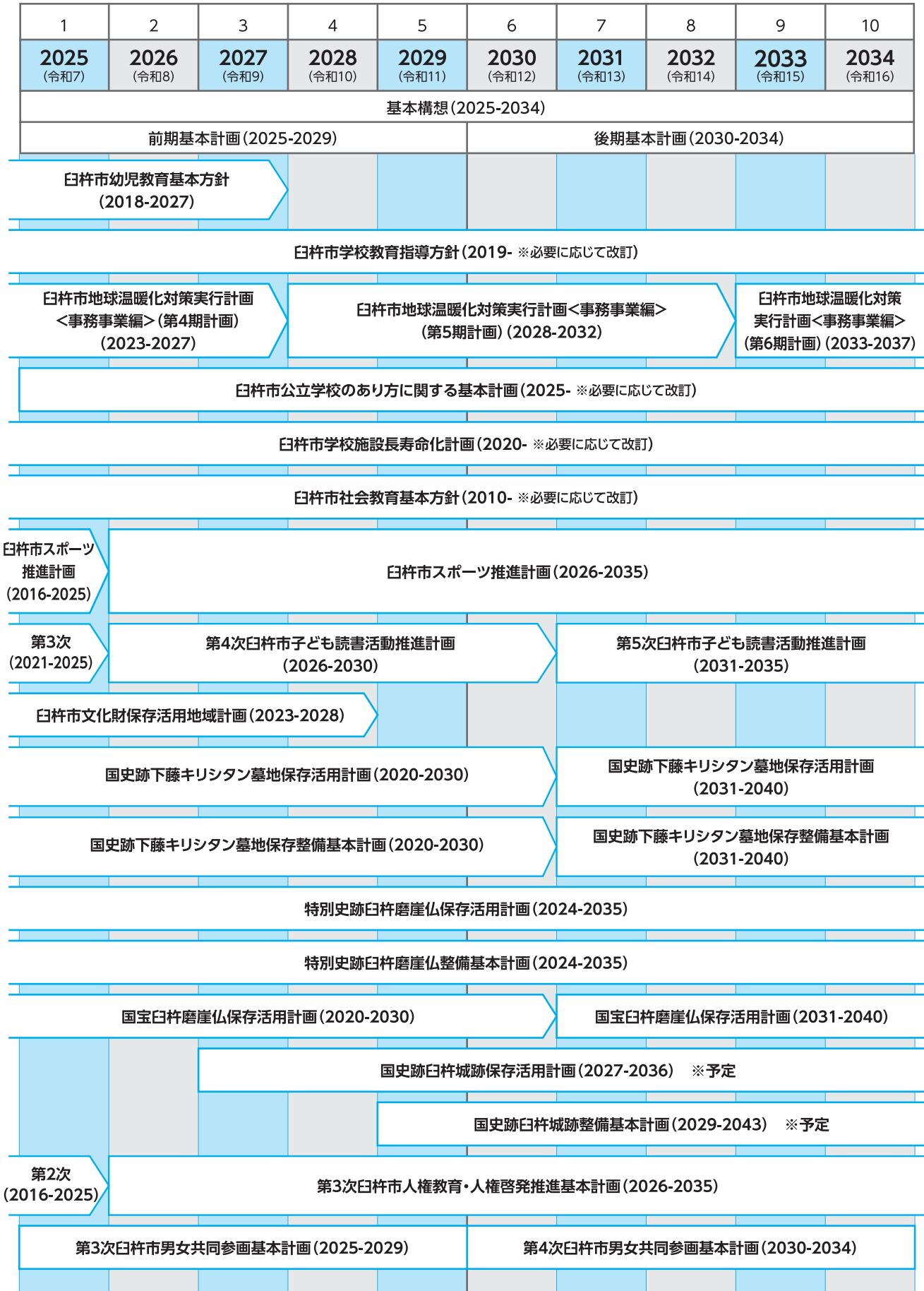


資料編

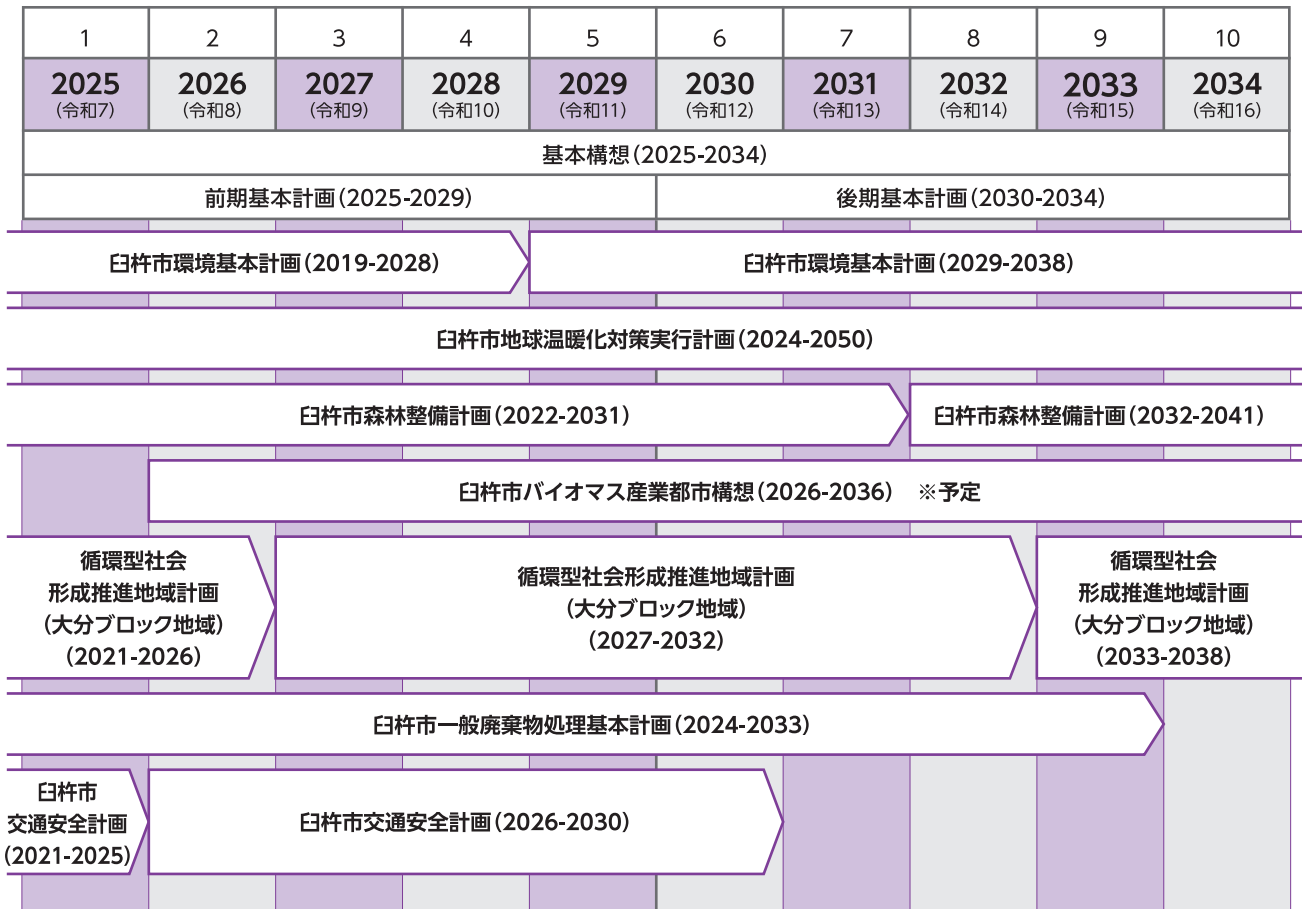
資料8

個別分野計画

まちづくりの目標4 学びのあるまち



まちづくりの目標5 思いやりのあるまち

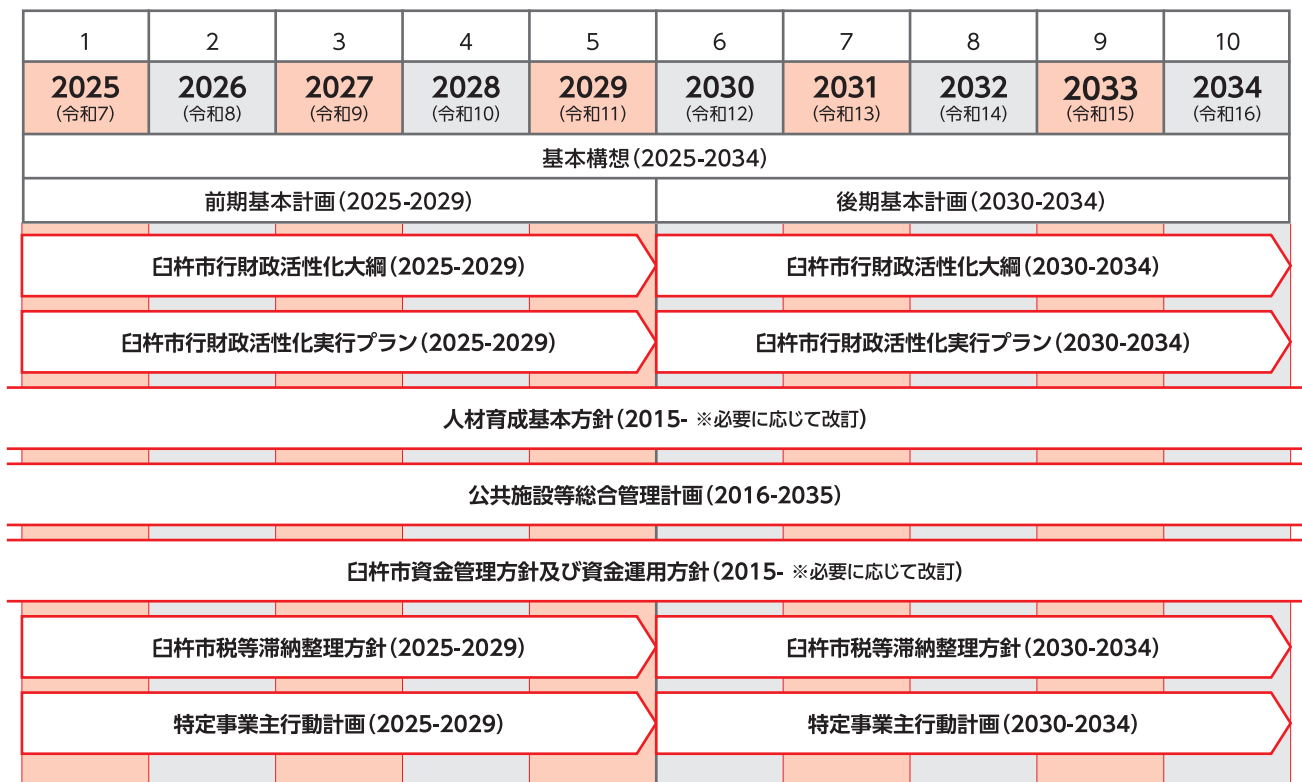


資料編

資料8

個別分野計画

まちづくりの目標6 持続可能な臼杵市へ





USUKI
CITY OF GASTRONOMY



詳しくはWEBで

第3次臼杵市総合計画

検索



臼杵市は2021(令和3)年11月にユネスコ創造都市ネットワーク(食文化分野)への加盟が認められました。